

# 区画整理だより

令和5年3月発行

早春の候、皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。  
日頃より、江川土地区画整理事業の推進にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、事業の進捗状況につきまして、令和3年度は、調整池排水機場の基礎工事を実施し、令和4年度におきましては、調整池排水機場築造に向けた仮設工事に着手しております。

来年度につきましては、江川土地区画整理審議会委員の任期満了に伴う選挙を予定しております。選挙の概要については下記をご参照ください。

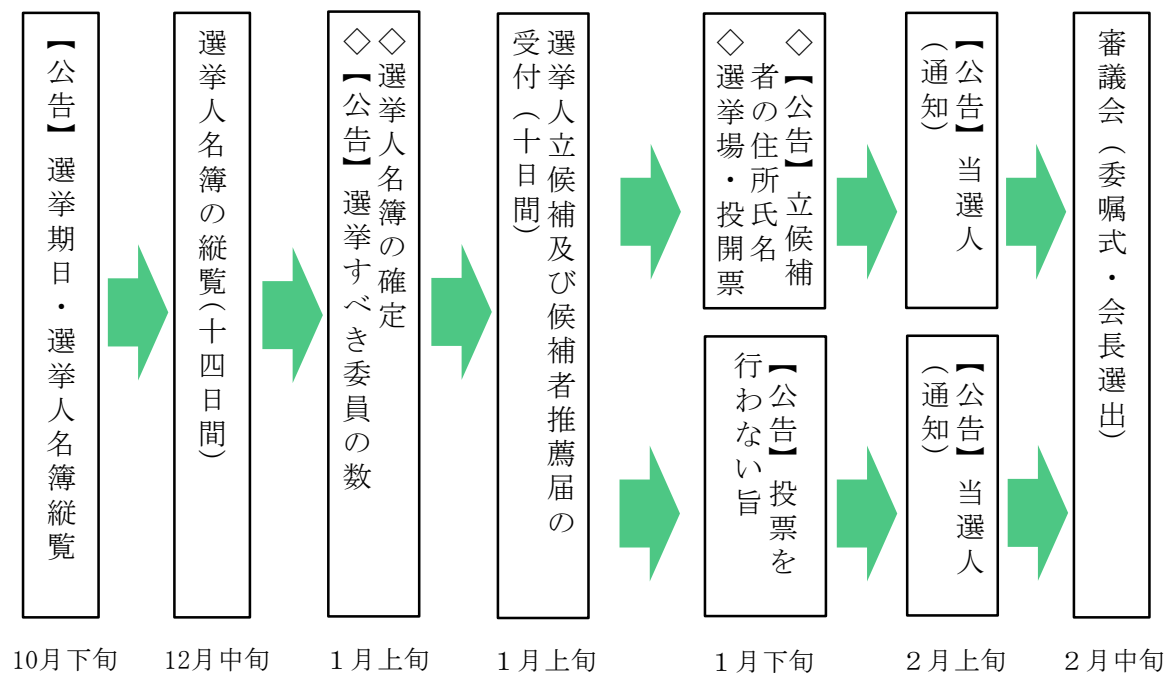
今後とも、早期の事業完了を目指して鋭意努力して参りますので、引き続きご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩槻まちづくり事務所長 関根 利明

## (1)江川土地区画整理審議会について

現在の江川土地区画整理審議会委員の任期が令和6年2月8日までとなっているため、令和5年度、江川土地区画整理審議会委員の選挙を予定しています。

詳細は、後日お知らせ文を送付させていただきますので、ご確認ください。  
なお、選挙の流れは以下のとおりとなっております。



## ③所有権移転の案内

事業地内の土地について所有権の移転があった際には、「所有権移転届出書」の提出をお願いしております。届出書の提出がない場合、郵送物が新所有者へ送付されないことがありますので、ご注意ください。

届出書は、岩槻まちづくり事務所にて配布しておりますので、お越しくさいますようお願い申し上げます。

※届出書には、新所有者と前所有者の自署または記名押印（認め印可）が必要となりますので、所有権の移転が判明した時点で、事前にご相談ください。

## ④保留地を所有されてる方へ

事業地内の保留地を所有されている方について現住所の変更があった際には、「住所等変更届」の提出をお願いしております。変更届の提出がない場合、郵送物が保留地の所有者へ送付されないことがありますので、ご注意ください。

変更届は、岩槻まちづくり事務所にて配布しておりますので、お越しくさいますようお願い申し上げます。

※変更届には、所有者の自署または記名押印（認め印可）が必要となります。

## ⑤区画整理のよくある質問

Q1 土地の「清算金」についてはいつ確定するのですか？

A1 「清算金」とは、「区画整理前後の土地の評価の差分を是正するために徴収交付する金銭」であり、道路等の整備や宅地造成が完了した時点でなければ、その額を算出することができません。

今後、換地処分に当たり、地区内の測量を実施したうえで、清算金の額を算出しますので、額が確定し、徴収あるいは交付について義務や権利が発生するのは、換地処分の公告がされた翌日となります。

Q2 仮換地証明書などの証明書はどこで取得できますか？

A2 証明書は岩槻まちづくり事務所の窓口で1通300円で発行しております。取得できる証明書につきましては以下をご参考ください。  
・仮換地証明書 ・底地証明書 ・保留地証明書 等

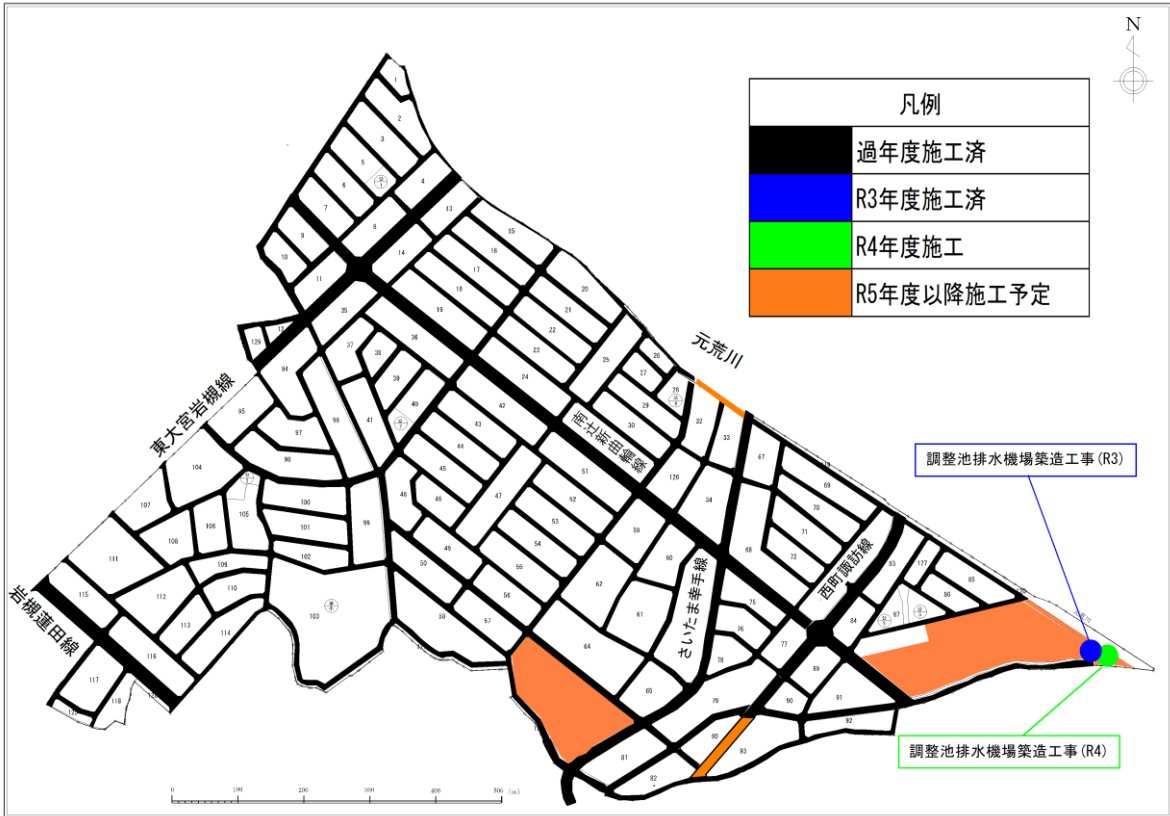
### 【問合せ先】

さいたま市 都市局 まちづくり推進部 岩槻まちづくり事務所  
区画整理係  
〒339-8585 さいたま市岩槻区本町3-2-5 ワッツ東館4階  
TEL 048-790-0236 FAX 048-790-0240  
E-mail iwatsuki-machidukuri@city.saitama.lg.jp

この区画整理だよりは1,800部作成し、1部当たりの印刷経費は28.1円です。



(2) 令和3年度事業報告・令和4年度事業計画



**令和3年度の施工実績(青色)**

- 調整池排水機場築造工事(R3)
- 道路修繕等工事
- 草刈・せん定 等

**令和4年度の施工予定(緑色)**

- 調整池排水機場築造工事(R4)
- 道路修繕等工事
- 草刈・せん定 等



事務所からのお知らせ

①土地区画整理法第76条の申請

事業地内において、事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更、建築物その他の工作物の新築及び増改築等を行う場合、土地区画整理法第76条に基づく許可を受ける必要があります。

また、許可を受けた行為が完了した際に完了届を提出し、検査を受けていただく必要がありますのでご了承ください。

申請等の詳しい内容は、岩槻まちづくり事務所までご相談いただくか、下記QRコードよりさいたま市HPをご参照ください。

※完了届は、施行者が許可内容に基づき、事業施行の障害なく完了されていること(道路境界を越境していないか等)を検査するものです。また、完了届の提出の際には、写真を添付していただく必要があります。

さいたま市 76条申請



②従前地分筆の手続き

仮換地の分割を希望される方は、従前地分筆の手続きが必要となります。詳しい手続きの内容は、岩槻まちづくり事務所までご相談ください。

なお、手続きには3カ月前後の期間を要しますので、予めご了承ください。

※当区画整理事業地内は地区計画で最低敷地面積が120㎡以上と定められておりますので、120㎡を超える仮換地の分割をご検討下さい。

